

様式第1号(第7条関係)

## 意見募集要領

次の第2次佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）について、皆様の御意見(情報・専門的知識)を募集します。

1 名称 第2次佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）

2 案の趣旨・目的

市町村は廃棄物処理法に基づき、当該市町村の区域内の一般廃棄物に関する計画を定めなければならない。現在の第1次計画は令和5年度末で終了するため、令和6年度から令和20年度までの第2次佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を新たに策定するもの。

3 案の内容 第2次佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）

4 参考資料 ー

5 意見の提出方法

意見には、必ず住所・氏名(法人その他団体の場合には、住所・名称・代表者の氏名)を明記してください。

(1) 直接、書面を提出する場合

佐伯市 市民生活部 清掃課エコセンター番匠又は各振興局地域振興課の窓口に出してください。

(2) はがき又は書面を郵送等する場合

郵便番号876—0821

佐伯市東浜1番38号 佐伯市 市民生活部 清掃課庶務係

(3) ファクシミリの場合

市民生活部清掃課(0972—23—3640)

(4) 電子メールの場合

市民生活部清掃課(seisouka@city.saiki.lg.jp)

6 募集期間

令和5年8月29日(火曜日)から令和5年9月29日(金曜日)まで

7 提出された意見の取扱い

(1) 皆様から提出された御意見を十分に考慮して、最終的な意思決定を行います。

(2) 最終的な意思決定後、皆様から提出された御意見を整理して、その概要とこれらに対する実施機関の考え方を公表します。

(3) 御意見に対する個別の回答はいたしません。

- (4) この募集は、皆様の御意見を基に、よりよい案をつくろうとするものであり、単に案に対する「賛否」の結論のみを問うものではありません。御意見として、案に対する「賛成」又は「反対」の意思を表明される場合は、必ずその理由等をお書きください。

8 問い合わせ先

市民生活部清掃課庶務係

電 話 0972-22-3984

電子メール [seisouka@city.saiki.lg.jp](mailto:seisouka@city.saiki.lg.jp)